

## 鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金について

### 1 概要

令和2年度まで本市で実施していた、「幼稚園類似施設就園奨励費補助金」に代わり、令和3年度より国の事業として実施される「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象として多様な集団活動を提供している施設等を利用している子どもの保護者に対し、補助金を交付するものです。

### 2 対象となる主な要件について

#### (1) 施設

満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること。

#### (2) 児童

対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

- ・子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者
- ・子育てのための施設等利用給付を受けている者
- ・企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者

#### (3) 資格者等

活動に従事する者の3分の1以上が、次のいずれかの資格に該当すること。

- ・幼稚園の教諭の普通免許状を有する者
- ・保育士の資格を有する者
- ・看護師（准看護師含む。）の資格を有する者

### 3 補助金の額

新制度：1月当たり上限20,000円/人（負担割合：国1/3・県1/3・市町村・1/3）

【参考】従前：1月当たり上限17,100円/人（負担割合：全額市負担）

### 4 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランへの位置付け

鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの「地域子ども・子育て支援事業」のうち「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については今後の動向を踏まえ事業実施について検討してまいりますとしており（P152）、今回、国により本制度が施行されたことを受け、本市においても事業実施するものです。